

和歌山工業高等専門学校技術支援室委員会規則

制 定 平成20年12月9日

最近改正 令和6年4月1日

(目的)

第1条 この規則は、和歌山工業高等専門学校技術支援室規則第12条第2項の規定に基づき、技術支援室委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- 一 技術支援室の業務計画の策定に関する事項
- 二 学生の実験・実習、卒業研究等及び課外活動の技術支援に関する事項
- 三 工作機器・実験設備等の保守に関する事項
- 四 教員の教育研究活動に伴う技術支援に関する事項
- 五 地域連携活動に伴う技術支援に関する事項
- 六 サイバーセキュリティ及び情報ネットワーク等の技術支援に関する事項
- 七 技術の習得、継承、保存及び研修に関する事項
- 八 その他教育・研究の支援に関する事項
- 九 技術支援室の構成員に関する事項
- 十 前項に掲げるものの他、校長から指示のあった事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 技術支援室長
- 二 教務主事
- 三 メディアセンター長
- 四 地域共同テクノセンター長
- 五 事務部長
- 六 技術長
- 七 その他委員長が必要と認めた者

(任期)

第4条 前条第5号に掲げる委員は、校長が任命し、任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

(運営)

第5条 委員会に委員長を置き、技術支援室長をもって充てる。

- 2 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故が生じた場合は、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。
- 4 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させて説明又は意見を求めること

ができる。

(専門部会)

第6条 委員会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第7条 委員会の事務は、技術支援室において処理する。

附 則

平成17年4月1日に制定された、技術支援室規則は廃止する。

附 則

この規則は、平成21年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。